

令和4年度木津川市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(1) 位置(気象条件、地理的条件等)

木津川市は、降雨量は年間1,500mm程度と比較的少なく、また、盆地型の地形のため寒暖の差が大きいものの四季を通じて穏やかな気候に恵まれている。

近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、北は井手町、和束町、東は笠置町、西は精華町、南は奈良県奈良市と接している。京都・大阪の中心から30km圏内にある。当地域の北側と南東側には細やかなやさしい稜線をもった山地が広がり、その山地の間をぬって、市域の中心部を東から西に、そして市域の西端部で大きくカーブし、北へ向かって木津川が流れており、木津川に沿った地域に平野部が広がっている。

(2) 農地

古くから都と関連の深い地域として発展した当地域は、近郊農業の地として発展の素地を築き、宇治茶やタケノコなどの主産地として名声を高め、引き続き優良な農業地域として栄えた。

幕末から明治かけては、木津川水運の地の利を生かして茶の輸出が増大し、明治時代になると鉄道や道路の交通網の整備が進み、大都市近郊の立地条件を生かした近郊農業や茶の栽培が盛んになった。

木津川市は、木津川流域の豊かな自然環境を享受し、古くからの長い歴史や雨量はやや少ないが温暖で農耕に好適の立地条件を生かし、水稻を主体とし、茶、たけのこ、みず菜、大根などの生産を展開している。

(3) 農家・農業生産構造・地域が抱える課題

昭和40年代頃から大都市圏に囲まれた社会的立地条件により兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、近年、一層の兼業化の深化と担い手の高齢化によって農業の担い手不足が深刻化している。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

従来の産地交付金の対象品目を更に集約化し、対象品目の作付面積の拡大を図っていく。収益力強化については、年々増加している市内直売所出荷への出荷を促すことで地産地消の推進を図り、「鮮度の高い市内農産物」という付加価値をつけ、生産流通コストも同時に低減することにより農家の所得向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

高齢化による担い手の減少に反比例し、耕作放棄地の増加が問題となっており、新規就農者の発掘及び担い手の育成が急務である。技術や経験の浅い新規就農者にとっては、高収益作物のみでは所得確保は難しく、高収益作物と水稻により所得を確保することが多い。また小規模農家が多いことから収益確保のため、農地に汎用性を持たせる必要がある。木津川市においては、畑地化をせず、高収益作物及び水稻どちらも作付できる環境を維持し、担い手の育成を図る。ただし、水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着し、今後、水稻作に活用される見込みがないか等の点検を現場確認時に行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

売れる米作りの徹底によって米の主産地としての地位を確保する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。また、中食・外食ニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の推進を図る。

2) 備蓄米

取組なし。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

取組なし。

イ 米粉用米

取組なし。

ウ 新市場開拓用米

取組なし。

エ WCS 用稲

取組なし。

オ 加工用米

産地交付金を活用しつつ、生産の拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

取組なし。

(5) そば、なたね

取組なし。

(6) 地力増進作物

取組なし。

(7) 高収益作物

現状を維持する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	443.5	0	443.1	0	424.2	0
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	0.24	0	0.24	0	0.24	0
米粉用米	0		0		0.5	0
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0		0		0	
加工用米	0		0		2.0	
麦	0		0		0	
大豆	1.39	0	1.76	0	1.45	0
飼料作物	0		0		0	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	0		0		0	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		0		0	
高収益作物	53.7	0	54.1	0	75.6	
・野菜	43.1	0	44.6	0	58	
・花き・花木	2.5	0	2.1	0	4.2	
・果樹	5.3	0	4.9	0	9.4	
・その他の高収益作物	2.5	0	2.3	0	4	
その他	0		0		0	
・〇〇						
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	野菜、果樹、 花き、茶	奨励作物の生産奨励	実施面積の拡大	（3年度）24.7ha	（5年度）27.8ha
			作付品目の集約化	1品目あたり3a以上、合計 5a以上作付	1品目あたり5a以上作付
2	同上	担い手の育成加算	実施面積の拡大	18.3ha	22.0ha
			担い手不在集落の減少	担い手不在集落	担い手不在集落
				40集落	0
3	同上	共選・共販及び市内直 売所に対する加算	実施面積の拡大	6.3ha	12.6ha
			申請者数	申請農家27	申請農家42

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 京都府

協議会名: 木津川市地域農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	奨励作物の生産奨励	1	15,510	個票の通り	作付面積に応じて支援
2	担い手の育成の加算	1	10,000	個票の通り	作付面積に応じて支援
3	共通・共販 及び市内直売所出荷に対する加算	1	15,010	個票の通り	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	木津川市地域農業再生協議会			整理番号	1
使途名	奨励作物の生産奨励				
対象作物	みず菜・きゅうり・さといも・なす・とうがらし・花き・えひいも・小松菜・花菜・ねぎ・トマト・えだまめ・しゅんぎく・茶・さつまいも・じゃがいも・モロヘイヤ・玉ねぎ・かぼちゃ・いちじく（5年）・柿（5年）・ぶどう（5年）・すいか・れんこん・おくら（基幹作物に限る。）				
単 価	15,510円/10a（追加配分の配分額に応じて20,000円/10aを上限として単価を増額調整）				
課 題	品目あたりの作付面積が小さく、生産効率が好ましくない状態で経営している農業者が多い課題がある。作付け面積の拡大を促すため、下限面積を設定し、徐々に下限面積を引き上げることで、品目を集約化し、生産コストの削減、労働時間の短縮により収益率の向上を図る必要がある。				
課題解決に向けた取組及び目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度
	①実施面積の拡大 ②作付品目の集約化	目標	—	—	26.0ha 1品目4a以上の作付
		実績	23.0ha 1品目2a以上の作付	24.7ha 1品目3a以上の作付	27.8ha 1品目5a以上の作付
内 容	地域協議会の奨励する作物の作付けに対して、作付面積に応じた交付金を支払うことにより、当該作物の定着と産地化を図る。				
具体的要件	○ 交付対象者 国が定める交付対象水田において権原に基づき耕作する者であり、収穫した作物を販売する者。 ○ 対象とする作付期間及び助成水田 4月1日から10月30日に作付されていること。 ○ その他の要件 通常の肥培管理が行われている。 1品目あたり3a以上かつ対象作物合計で5a以上作付されていること。 同一水田において対象作物が2回以上作付された場合は、1回のみを作付対象とする。 果樹は新植後、5年間を助成対象とする。				
取組の確認方法	○ 地域協議会において以下の書類等を確認する。 営農計画書（交付申請書）、現地確認、出荷・販売伝票、その他必要に応じて作業日誌等の地域協議会が提出を求める書類等。				
成果等の確認方法	令和4年12月までに、以下の方法で確認する。 ① 実施面積については、支払対象面積を集計 ② 作付品目の集約化については、交付申請者の申請1品目あたり3a以上かつ品目合計で5a以上の作付面積を超えているか営農計画書により確認				
備考	二毛作は対象としない。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	木津川市地域農業再生協議会				整理番号	2
使途名	担い手の育成の加算					
対象作物	みず菜・きゅうり・さといも・なす・とうがらし・花き・えびいも・小松菜・花菜・ねぎ・トマト・えだまめ・しゅんぎく・茶・さつまいも・じゃがいも・モロヘイヤ・玉ねぎ・かぼちゃ・いちじく(5年)・柿(5年)・ぶどう(5年)・すいか・れんこん・おくら(基幹作物に限る。)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	地域農業を支えていく担い手農家の不在集落が多く存在するという課題があり、今後担い手農家を確保、育成を図り農地集積を進めながら遊休農地の発生防止を図っていく必要がある。担い手農家が地域に根ざした経営を展開していくためにも収益力の向上を図る必要がある。 (担い手不在集落 62集落中40集落)					
課題解決に向けた取組及び目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①実施面積の拡大 ②担い手不在集落の減少	目標	-	-	20.4ha 14集落	22.0ha 0集落
		実績	17.2ha 40集落	18.3ha 40集落	-	-
内 容	地域協議会の奨励する作物の作付けに対して、認定農業者等が作付けした場合、面積に応じ加算を行う。					
具体的要件	○ 交付対象者 地域農業担い手認定農業者であること。 木津川市産地経営構造改革方針に記載された者に限る。 木津川市内において利用権設定等による農地集積、又は前年度と比較し経営面積を拡大している農業者であること。 ○ 対象とする作付期間及び助成水田 4月1日から10月30日に作付されていること。 ○ その他の要件 通常肥培管理が行われている。 1品目あたり3a以上かつ対象作物合計で5a以上作付されていること。 同一水田において対象作物が2回以上作付された場合は、1回のみを作付対象とする。 果樹は新植後、5年間を助成対象とする。					
取組の確認方法	○ 対象者の確認 地域農業担い手認定農業者については、木津川市産地経営構造改革方針と照合を行う。 水稲共済細目書又は農地台帳により経営面積の拡大や農地集積の有無を確認する。 ○ 地域協議会において以下の書類等を確認する。 営農計画書(交付申請書)、現地確認、出荷・販売伝票、その他必要に応じて作業日誌等の地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の確認方法	令和4年12月までに、以下の方法で確認する。 ①実施面積については、支払対象面積を集計 ②作付品目の集約化については、交付申請者の申請1品目あたり3a以上かつ品目合計で5a以上の作付面積を超えているか営農計画書により確認 ③認定農業者等の担い手農家数について前年度比較を実施					
備考	二毛作は対象としない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	木津川市地域農業再生協議会				整理番号	3
使途名	共選・共販及び市内直売所出荷に対する加算					
対象作物	みず菜・きゅうり・さといも・なす・とうがらし・花き・えびいも・小松菜・花菜・ねぎ・トマト・えだまめ・しゅんぎく・茶・さつまいも・じゃがいも・モロヘイヤ・玉ねぎ・かぼちゃ・いちじく(5年)・柿(5年)・ぶどう(5年)・すいか・れんこん・おくら(基幹作物に限る。)					
単 価	15, 010円/10a(追加配分の配分額に応じて20, 000円/10aを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	個選出荷をしている農家が多く、選果などの出荷作業に時間と経費を多く費やし、収益率が低い課題がある。生産・流通コスト削減の取り組みとして共選・共販による作業時間の短縮や、直売所出荷による中間マージンカットによる収益率の向上を見込む。					
課題解決に向けた取組及び目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①実施面積の拡大 ②申請者数	目標	—	—	11ha 37件	12.6ha 37件
		実績	7.8ha 27件	6.3ha 27件	—	—
内 容	共選・共販及び直売所出荷に対して、面積に応じた加算を行う。					
具体的要件	○交付対象者 国が定める交付対象水田において権原に基づき耕作する者であり、次の1又は2に該当する者。 1 収穫した作物を共選又は共販により販売し、個選出荷よりも労働時間の縮減に取り組む者 2 収穫した作物を市内の直売所で販売し、流通コスト削減に取り組む者 ○対象とする作付期間及び助成水田 4月1日から10月30日に作付されていること。 ○その他の要件 通常の肥培管理が行われている。 1品目あたり3a以上かつ対象作物合計で5a以上作付されていること。 同一水田において対象作物が2回以上作付された場合は、1回のみを作付対象とする。 果樹は新植後、5年間を助成対象とする。					
取組の確認方法	○地域協議会において以下の書類等を確認する。 営農計画書(交付申請書)、現地確認、出荷・販売伝票、その他必要に応じて作業日誌等の地域協議会が提出を求める書類等。 ○共選・共販、市内直売所出荷の確認 提出された出荷・販売伝票に加え、JA等からの情報提供により共選・共販、市内直売所出荷の確認を実施。必要に応じて申請のあった各取組に対して調査票の作成を行い、出荷に要する経費、労働時間等について聞き取りを実施し、従前方式と比較してコスト削減や労働時間短縮による収益率の向上が図れているか確認する。					
成果等の確認方法	令和4年12月までに、以下の方法で確認する。 ①実施面積については、支払対象面積を集計 ②作付品目の集約化については、交付申請者の申請1品目あたり3a以上かつ品目合計で5a以上の作付面積を超えているか営農計画書により確認 ③申請者数について交付申請書等により確認 ④収益率向上について調査票を作成し、コスト削減や労働時間の短縮が図れているか確認					
備考	二毛作は対象としない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。